

## お知らせ

次のとおり総合評価方式による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の公募型指名競争入札を執行するので、下記により参加希望者を公募する。

平成31年 1 月 25 日

地方独立行政法人市立秋田総合病院

理事長 小 松 眞 史

### 1 入札に付する事項

(1) 本工事は、価格および価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者（以下「評価対象入札者」という。）のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価方式による指名競争入札である。

(2) 工 事 番 号 病建工 第 2 号

(3) 工 事 名 市立秋田総合病院立体駐車場建設工事

(4) 工 事 場 所 秋田市川元松丘町51番、57番、58番

(5) 工 事 概 要 立体駐車場 鉄骨造 2階建（2層3段自走式）  
3,859.27㎡

渡り廊下 鉄骨造 2階建 48.51㎡

附帯設備 移動式粉末消火設備、自動火災報知設備、照明設備、エレベータ、管制装置ほか

準備工 既存建物解体、設備切廻し、造成ほか

(6) 工 事 期 限 平成32年 2 月 28 日（金）

(7) 予 定 価 格 568,700,000円（消費税および地方消費税を除く。）

(8) 入札参加資格審査 平成31年 1 月 31 日（木）午後 4 時

申請書の締切日時

(9) 技術資料の提出期間 平成31年2月8日(金)午前9時から  
平成31年2月18日(月)午後4時までの土曜日、  
日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午ま  
でおよび午後1時から午後4時までとする。

(10) 入札書の締切日時 平成31年2月18日(月)午後4時

(11) 開札日時 平成31年2月21日(木)午後1時30分

(12) 開札場所 秋田市川元松丘町4-30  
市立秋田総合病院 2階 講堂

(13) 入札保証金 免除

(14) 契約予定日 平成31年3月7日(木)まで

(15) 入札方法

ア 地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程、契約事務規程、地方独立行政法人市立秋田総合病院病院改築事業に係る工事における総合評価方式の実施および共同企業体の取扱いに関する要綱(以下「要綱」)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札執行回数は、1回とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

オ 入札に係る書類については、市立秋田総合病院のホームページから入手し、提出すること。(様式集(工事・委託関係)No.5~7,9)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本的な入札参加要件

ア 地方独立行政法人市立秋田総合病院病院改築事業に係る工事にお

ける総合評価方式の実施および共同企業体の取扱いに関する要綱第22条に規定する資格を有すること。

イ 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第7条の規定に該当する者でないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当する者ではないこと。

カ 租税に滞納がないこと。

## (2) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(3)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

## (3) 共同企業体の構成員に関する事項

### ア 代表者要件

(ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の建築一式工事A級に等級格付けされていること。

(イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

(ウ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。

(エ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。

(オ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

(カ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

### イ 代表者以外の構成員要件

(ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の建築一式工事A級に等級格付けされていること。

(イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当す

る技術者が3人以上いること。

(ウ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。

(エ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

(オ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

### 3 入札参加資格の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成31年1月31日（木）までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第5号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式第7号）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式第8号）

オ 誓約書（様式第9号）

カ 建設工事業における特定建設業許可の許可証の写し（共同企業体の構成員ごとに提出すること。）

(2) 申請書等の提出

申請書等は、市立秋田総合病院ホームページから入手し、持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成31年1月25日（金）から同月31日（木）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 地方独立行政法人市立秋田総合病院新病院建設室

ウ 申請用紙 市立秋田総合病院のホームページから入手すること。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知するものとし、共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通

知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成31年2月8日（金）に、電子メール（3の(1)により届出のあったe-mailアドレス）または郵送で通知する。

## 5 総合評価に関する事項

(1) 要綱に規定する評価方式および評価項目は、添付の「総合評価に関する落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）による。

(2) 総合評価は、入札価格に基づく「価格評価点」と価格以外の評価項目に係る「技術等評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

総合評価点 = 価格評価点 + 技術等評価点

(3) 価格評価点は、次式により算定する。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合には係数（0.5）を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行う。

ア 入札価格 ≥ 調査基準価格

価格評価点 = 価格評価点の配点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

イ 入札価格 < 調査基準価格

価格評価点 = 価格評価点の配点 × [(1 - 調査基準価格 / 予定価格) + 0.5 × (調査基準価格 - 入札価格) / 予定価格]

ウ 価格評価点の配点 = 100 - 技術等評価点の配点（圧縮補正後）

(4) 技術等評価点の配点、技術等評価点の計算式、技術等評価点に関する評価項目および基準配点は、落札者決定基準による。

(5) 技術資料の提出

指名された共同企業体は、総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）を平成31年2月18日（月）午後4時までに、新病院建設室へ提出するものとする。

なお、技術資料は、次により取り扱うものとする。

ア 技術資料は、市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

イ 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

ウ 技術資料のうち、施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。

(6) 技術資料の審査

ア 技術資料の審査は、技術資料の記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合、施工計画の妥当性について行うものとし、原則として、当該評価対象入札者には説明を求めない。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

イ 施工計画に係る技術資料の審査については、新病院建設室および事務局技監が行うものとし、新病院建設室が行う入札参加者資格の確認と併せて入札参加者に行うものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 落札者の候補は、価格による評価と(6)による審査で第1位の入札者とする。

イ アにおいて、総合評価点が同点のため落札候補者が2者以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ウ 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札候補者を落札者として決定する。

(ア) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(イ) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるとき。

エ ウ(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合は、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者（次順位者が2者以上である場合は、イの方法により決定された者をいう。））を落札候補者とし、ウの確認等を行うものとする。

オ 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

カ 契約担当者は、ウにおいて落札候補者を落札者として決定しなかった場合は、理由を明らかにした結果通知書を当該落札候補者に通

知するものとする。

キ カの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して10日以内に、理事長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、落札候補者以外の評価対象入札者で落札者とならなかった者についても、同様に書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

#### (8) 施工計画等の履行の確保

落札者が提示した施工計画、労働環境評価項目および地元経済貢献評価項目（以下「施工計画等」という。）については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

施工計画等が不履行となった場合は、理事長と落札者の間で責任の所在について協議する。この場合において、落札者の責任により履行がなされなかったときには、当該施工計画等の履行が可能であると認められるものにあつては当該施工計画等を履行し、当該施工計画等の履行が困難または合理的でないとは認められるものにあつては、見直しの評価を行い、当初の技術評価点との差により違約金を徴収する。違約金の計算式は以下のとおりとする。

違約金=契約金額×{1-(100+施工後の総合評価点)/(100+契約時の総合評価点)}

#### 6 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<http://www.akita-city-hospital.jp/pages/news/1008>

#### 7 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 総合評価方式に係る説明会は、開催しない。

(4) 開札にあたって、入札参加者は立ち会わなければならない。この場

合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(5) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(6) 落札者が入札金額を適正に積算したことを確認するため、契約書の提出時に記名押印した見積内訳明細書(設計書の内訳項目を全て満たしているもの)を提出すること。

(7) 定めのない事項については、地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程、地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程、要綱および市立秋田総合病院改築工事に係る総合評価方式実施ガイドラインの定めるところによる。

(8) 設計図書等に関する質疑は、市立秋田総合病院ホームページから質問書入手し、電子メールにて提出すること。

ホームページアドレス

<http://www.akita-city-hospital.jp/pages/news/1008>

ア 質問の提出期限 平成31年2月4日(月)

イ 質問の回答期限 平成31年2月6日(水)

(9) 受け付けた質疑に対しては、市立秋田総合病院ホームページへの掲載をもって回答とする。

(10) 申請書等の提出に関する問合せ先

市立秋田総合病院新病院建設室

電話 018-823-4171(代表)

## 総合評価に関する落札者決定基準

○総合評価に関する事項

( 病建工第 2 号 市立秋田総合病院立体駐車場建設工事 )

評価方式		施工計画	
評価点の配点	価格評価点の配点 (A)	(総合評価合計)100点 - (B)19点	
	技術等評価点の配点 (B)	実績等評価項目(工事成績評定等13項目)の配点(B1) ※基準配点(b1)24点を9点に圧縮補正	9点
		労働環境評価項目の配点(B2)	4点
		地元貢献評価項目の配点(B3)	2点
	技術提案等評価項目(簡易な施工計画)の配点(B4)	4点	(B1+B2+B3+B4)
評価点の計算式	価格評価点の計算式	$\text{価格評価点 (C)} = (\text{A}) 81 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)	
	技術等評価点の計算式	$\begin{aligned} \text{技術等評価点 (D)} = & \text{実績等評価分に係る獲得点数} B1 \times 9 / 24 \\ & + \text{労働環境評価項目に係る獲得点数} B2 + \text{地元貢献評価項目に係る獲得点数} B3 \\ & + \text{技術提案等評価項目に係る獲得点数} B4 \end{aligned}$ B1:実績等評価項目中の、企業の信頼性・社会性に関する評価(6~13)は、9点を6点に圧縮補正 (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)	
	総合評価点の計算式	$\text{総合評価点 (P)} = \text{価格評価点 (C)} + \text{技術等評価点 (D)}$	

自己評価申請書の提出様式(必須)	「技術資料」(共同企業体)の様式1-1
------------------	---------------------

実績等評価項目(B1)		評価基準	
1	企業の同一工種における工事成績評定点	基準配点	5点
		評価基準	市立秋田総合病院改築工事に係る総合評価方式実施ガイドライン(以下ガイドラインという)による。(2-(1)-ア-①)
		同一工種	建築一式工事
		該当年度	平成28年度および平成29年度の工事成績評定点とする
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-1
2	企業の同一工種、同規模以上工事の施工実績	基準配点	5点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-ア-②)
		同一工種	建築一式工事
		該当年度	平成25年度から平成29年度までの5年間とする
		規模条件	契約金額429,000千円以上(税込)
3	配置予定技術者の同一工種、同規模以上工事の施工実績	基準配点	5点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-ア-③)
		同一工種	建築一式工事
		該当年度	平成25年度から平成29年度までの5年間とする
		規模条件	契約金額429,000千円以上(税込)
4	企業の品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証取得	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-ア-④)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4

実績等評価項目(B1)		評価基準	
5	企業の労働安全衛生マネジメントシステム(OH SAS18001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)の認証取得	基準配点	2点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-ア-⑤)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4
6	企業の災害時対応に係る社会的貢献の活動実績又は秋田市との災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況	基準配点	2点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-①)
		該当年度	災害時の活動実績については平成25年度から平成29年度までの5年間とする
7	秋田市消防団協力事業所の認定	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-②)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
8	企業の環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境マネジメントシステム(エコアクション21)又はあきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-③)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4
9	障がい者の雇用状況	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-④)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
10	秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における企業の加対象者認定	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-⑤)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
11	次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-⑥)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
12	保護観察対象者等に対する就労支援等活動状況	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(2-(1)-イ-⑦)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
13	エイジフレンドリーパートナー登録状況	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる(2-(1)-イ-⑧)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6

※ 共同企業体を要件とする場合は、実績等評価項目のうち、「4」、「5」および「8」の項目については、代表者の取得状況を評価し、その他の項目については、代表者および構成員の別を問わないものとする。

労働環境評価項目(B2)		評価基準	
1	労働環境評価台帳による作業報酬額を評価	基準配点	4点
		評価基準	ガイドラインによる。(3-(2))
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7および様式2-8
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の違約金	ガイドライン7-(3) 違約金の算出式による。

地元貢献評価項目 (B3)		評 価 基 準	
1	下請負の発注先 ・ 土木工事等(発注先がすべて秋田市内に本社又は本店を有している者) ◎ 建築工事等(発注先がすべて秋田市内に本社、本店を有している者又は所在地が秋田市内の営業所等)	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(4-(1)-①)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の違約金	ガイドライン7-(3) 違約金の算出式による。
2	資機材の調達先(すべて秋田市内に本社、本店を有している者又は所在地が秋田市内の営業所等)	基準配点	1点
		評価基準	ガイドラインによる。(4-(1)-②)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の違約金	ガイドライン7-(3) 違約金の算出式による。

技術提案等評価項目(施工計画評価項目) (B4) (提出様式: 様式3-1)				
	評価項目	提案項目数	評 価 基 準	配点
簡易な施工計画	1 環境配慮に関する技術的所見	5項目	a. 配慮すべき事項について具体的な工夫が見られ、特に優れている。	0.4
			b. 配慮すべき事項について具体的な工夫が見られ、適切である。	0.2
			c. 配慮すべき事項について一般的な記載にとどまっている、又は、不適切である。	0
	2 安全対策に関する技術的所見	5項目	a. 安全対策について具体的な工夫が見られ、特に優れている。	0.4
			b. 安全対策について具体的な工夫が見られ、適切である。	0.2
			c. 安全対策について一般的な記載にとどまっている、又は、不適切である。	0
配 点 計 (最高点)				4点